

第23期第1回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月12日(木) 14時00分から14時43分まで
- 2 開催場所 高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階「やまもも」
- 3 出席委員 木下清、石田実、浦尻和伸、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、問可柁善、中澤芳江、堀美菜、前田嘉広(計13名)
欠席委員 濱町明恵、川竹佳子
署名委員 小笠原利幸、竹内眞澄
県出席者 水産振興部 山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長
事務局 飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹
- 4 審議事項
第1号議案 海区漁場計画の一部変更について
第2号議案 令和7管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定について
第3号議案 太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について
- 5 報告事項
全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催予定について
- 6 議事内容
飯田事務局長 | それでは、定刻となりましたので、ただ今より第1回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。
本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は13名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。
それでは会長、よろしく申し上げます。
木下会長 | 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。
山下部長 | みなさん、こんにちは。水産振興部長の山下でございます。第23期第1回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。
当委員会は第23期の最初の委員会ということでございます。皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。
本日の委員会は、議案が3件と報告事項が1件でございます。
第1号議案の「海区漁場計画の一部変更について」は、すくも湾漁協が

有する共同漁業権について、漁業権の関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を拡げることについて、ご審議をいただくものです。

第2号議案の「令和7管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」は、毎年7月1日から翌年6月30日までとなっており、管理年度中の漁獲可能量についてお諮りするものでございます。

第3号議案の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について」は、今年の9月30日に任期が満了する太平洋広域漁業調整委員会の委員の後任を選出していただくものです。

報告事項の「令和7年度（第60回）全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催予定について」は、同連合会の西日本ブロック会議が今年高知県で開催されることとなっていますので、その予定等につきましてご報告をするものでございます。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、川竹委員と濱町委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、小笠原委員と、竹内委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「海区漁場計画の一部変更について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第1号議案「海区漁場計画の一部変更について」、ご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。諮問文を朗読します

7高漁管第199号 高知海区漁業調整委員会様 海区漁場計画の一部変更について、漁業法第64条第4項の規定により諮問します。令和7年6月3日 高知県知事 濱田 省司。

ここからは座ってご説明させていただきます。

まず資料1の構成についてご説明いたします。資料2ページ、3ページが海区漁場計画の告示案、資料4ページから10ページが海区漁場計画の新旧、資料11ページから16ページが変更後の漁場計画の内容、17ページから45ページが各漁場計画の区域図、46ページが海区漁場計画の一部変更についての概要、47ページが漁業権免許変更に関するフローとなっております。

資料46ページをお願いします。資料46ページは海区漁場計画の変更に

についての概要となっております。1の変更内容をご覧ください。

今回の海区漁場計画の一部変更は、すくも湾漁業協同組合が有する共同漁業権について、関係地区の漁業者数が減少したことから、関係地区の範囲を広げ漁場の有効活用を図るために行うものとなります。

共同漁業権の関係地区とは、主に共同して漁場を利用する漁業者の居住する地域です。漁業法上は、免許についての適格性の判定に係る組合員の範囲であり、漁協に対して共同漁業権を免許をするには、関係地区に住所を有する90日以上漁業を営む漁業世帯の3分2が組合員の世帯である必要があります。

次に4ページをお願いします。変更箇所は、関係地区が大月町の龍ヶ迫及び芳ノ沢地区となっている共同漁業権について、宿毛市小筑紫町栄喜を追加します。また、関係地区が宿毛市沖の島の母島、弘瀬又は鶴来島となっている共同漁業権について、3つの地区を統合し、沖の島町と変更するものです。4ページから10ページまで同じように変更しています。

次に資料47ページをお願いします。資料47ページは、海区漁場計画の変更と漁業権の変更に係る事務手続きを示した資料となっております。漁業権免許の変更手続きは、海区漁場計画変更と免許変更の二つの作業に分かれており、漁場計画変更を行った後に、免許の変更を行います。

まず、漁場計画を変更するために、漁場計画の変更素案を作成しました。そして、関係者協議として、漁場計画の変更が漁業調整その他公益に支障をおよぼさないように設定されていることを関係機関等へ確認しております。

次に、同素案について、インターネット公表による意見公募いわゆるパブリックコメントを令和7年4月1日から令和7年4月30日に実施しました。結果、意見はなく、本日、漁場計画の変更案を本員会に諮問しご審議をいただきます。

さらに、7月22日の公聴会、委員会の審議を経て答申をいただきましたら、8月中に高知県公報に変更されました漁場計画を掲載する予定です。

漁場計画が変更されましたら、免許変更申請を受付、免許変更について委員会に諮問し、審議を経て答申されましたら、免許を変更するという流れになります。

免許変更の手続きですが、免許変更の申請期間は11月10日から12月26日の47日間を予定しております。申請受理後、1月頃を目途に当委員会を開催し、審議、答申を経て、令和8年2月1日付けで免許変更を行い、県の公報に掲載する予定です。

最後に資料2ページをお願いします。資料2ページが漁場計画の変更の現在の告示案となっております。

説明は以上でございます。なお、今回の資料は、次回の公聴会でも使用いたしますので、次回もお持ちくださいますようお願いいたします。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理

もう少しわかりやすく説明してもらえますか。

(小休)

竹内委員

すくも湾漁協が合併して例えば鵜来島地区になっていますけど、ゼロになってしまうので、沖の島全体を関係地区にするということで、元々の区域で漁業を営んでいる漁業者が今の時点でゼロになるのではないのでしょうか。関係地区を変えた時点で漁業を営んでいる漁業者がゼロになっていることについてどういう風に考えたらいいのでしょうか。3分の2以上の同意がいるという考えで、鵜来島には操業している人がいないはず。どのように理解されているのでしょうか。

木村次長

漁業者がいなくなったことにつきまして、国に確認したところ、一時点においていなくなったことだけをもってすぐに免許を取り消すことはないということでしたので、関係地区の変更手続きをとって適格性が失われない形で漁業を継続できるよう手続きをしようとするものです。90日以上漁業を営んでいる漁業者が関係地区に一時的にいなくなることはあるかもしれませんが、1年など継続的にいなくなることはないようにしていくものです。また、90日以上漁業を営まない准組合員の方でいせえびの刺し網を行っている方もおられますので、そのような方が漁業をできないようにならない形で関係地区を拡げて対応していくものです。

竹内委員

鵜来島に漁業者がゼロになって、母島と弘瀬の漁業者が入ってきても、変更の免許をしない限りは入れないわけですね。そうすると、いつまで経ってもゼロのままではないですか。しかし、変更の免許をするに際して、ここで営む漁業者の3分の2以上の同意がいるということになると…

浦尻委員

3分の2以上という数に引っかかっている。

木村次長

免許をする時点では、沖の島全体の漁業者の3分の2となります。

竹内委員

鵜来島の漁業権の話で、今まではそこに誰も入れなかったのですよね。

今も変更の免許をしないと誰も入れないわけですよ。そうすると、その漁場区域について3分の2以上の同意をとるといのはなかなかできないのでは。

木村次長 新たに漁場計画を変更しますので、変更する漁場計画に対する3分の2以上の同意ということで、沖の島全体の漁業者の3分の2以上という形で変更の免許をする予定です。

竹内委員 もともと鶴来島の漁業権だったのですよね。ですから、変更の免許をするまでは誰も入れないんですよ。

木村次長 行使規則を変えるまでは入れません。

竹内委員 事前同意がいるとなった場合、誰も入れないので漁業者はゼロなのは。鶴来島で操業している方の3分の2以上の同意が必要なのではないですか。

木村次長 事前同意は関係地区の漁業者の3分の2以上の同意ですので、今回公示した関係地区の3分の2以上の同意ということで理解しております。

竹内委員 わかりました。

木村次長 確認しておきます。

木下会長 他にございませんか。
他にご意見もないようでございますので、事務局から説明のありましたとおり、7月22日に公聴会を行い、同日、引き続き委員会を開催して、原案について答申するというので、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長 ご異議ないようですので、7月22日に公聴会を行うこととします。
続きまして、第2号議案、「令和7管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

宮澤主幹 それでは、第2号議案 令和7管理年度における漁獲可能量(まさば及びごまさば)の設定についてご説明いたします。資料2の1ページを願

いします。はじめに、諮問文を朗読します。

7 高漁管第 202 号。漁業法第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 7 管理年度における数量について定めるため、同条第 2 項の規定により諮問します。令和 7 年 6 月 2 日。高知県知事濱田省司。

ここからは、座って説明させていただきます。

まず、TAC 制度についてご説明いたします。資料の 3 ページをお願いいたします。

TAC 制度とは、水産資源を持続的に利用するために、魚種毎に漁獲できる総量、つまり漁獲可能量を定め、その範囲内に漁獲を収めることで、資源の維持、回復を図ろうとする制度です。対象魚種は、さんま、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、くろまぐろ、かたくちいわし、ぶりの 8 魚種となっています。

続いて、方針変更、決定の流れについて説明いたします。

資料左側の「①基本方針の策定」にありますとおり、対象となる魚種につきまして、試験研究機関が行う資源調査・資源評価を基に、水産政策審議会での審議を踏まえ、農林水産大臣が国全体での漁獲可能量を定めます。そして、その資源を利用しております大臣管理漁業と知事管理漁業に対しまして、それぞれの実績に合わせた配分量を農林水産大臣が決定し、漁業者と県知事に通知いたします。

次に、資料右側の「②県資源管理方針の策定」になりますが、県知事は、国から割当られた数量を、海区漁業調整委員会に諮問いたしまして、答申をいただいたうえで国に申請し、承認を経て、漁獲可能量が決定します。

資料の 4 ページをお願いいたします。資料 4 ページにありますとおり、令和 7 管理年度に、本県に割り当てられた漁獲可能量は現行水準ですので、まさば及びごまさば太平洋系群については、現行水準以上に漁獲量を増加させないように管理をする必要があります。なお、本資料の表中 3 列目にあります「基本シェア」とは、令和 3 年から令和 5 年までの農林水産統計のデータもしくは TAC 報告データを用いて、全国の漁獲実績に対する各都道府県の比率を年ごとに算出し、その 3 カ年平均をとったものです。また、同表 4 列目の現行水準の場合の目安数量は、令和 7 管理年度のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量に、本県の基本シェアである 1.65% を乗じたものです。近年記録的な不漁が続く太平洋側のまさば、ごまさばは、漁獲枠が大幅に削減されており、高知県の目安数量は、昨年度 4,660 トンであったものが、今年度は 1,490 トンとなっています。ただし、これはあくまで目安数量であり、これを超えたからといって直ちに採捕停止命令が発動されるというのではなく、大幅に超えるような場合には指導を行うとされております。

6 ページをご覧ください。

中程のグラフで全国の漁獲量△を見てもらいますと、平成 30 年から令和 5 年にかけて漁獲量が半減しています。こうした全国的な不漁を受けて、全国の漁獲可能量が 6 割程度になり、本県の目安数量も減少したものです。本県におきましては、目安数量 1,490 トンは、例年超えており、今期も超える可能性が高いので、さば、ごまさばを主に漁獲するまき網、定置網の漁業者に今年度の目安数量をお知らせし、漁獲努力量を増やさないよう注意喚起をしております。また、大幅に超過するような場合には水産庁の助言を聞きながら適切に対応していきます。

ただいまの漁獲可能量の設定に係る告示については、資料 2 ページ目の告示案のとおりです。

以上のように、今回ご審議いただくのは、「まさば及びごまさば太平洋系群」について、農林水産大臣から通知のありましたとおり漁獲可能量を定めるものです。なお、その公表手段は、高知県公報へ漁獲可能量を告示することとします。告示文については、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合には、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹内委員

2 点ほどお聞きしたい。1 点目は報告の関係です。漁業法第 30 条第 1 項で、漁獲割当管理区分以外の管理区分の漁獲量等の報告についての規定がありますが、その中で漁獲努力量管理区分については、あくまで報告の義務づけを書かれているのは漁獲努力量の制限を受けている方だという風に読めるわけです。一方で、高知県資源管理方針の中で、今回、まさばごまさば太平洋系群につきましては、対象漁業はさば漁業全般になっておりますけれども、あくまで漁獲努力量の管理も併せて行っていくという風になっておると思うんですが、具体的には定置網とまき網で上限を決めるということだと思います。要は、まさば及びごまさばに限らず、くろまぐろ以外の魚種については、報告の義務というのは漁獲努力量管理区分に該当するということであれば、制限を受ける定置網及びまき網の漁業者だけという風に理解しておるんですけれども、その理解でよろしいのか。もう 1 点は、第 2 種共同漁業権の小型定置について、方針の方では漁獲努力量の制限が 115 統となっておりますけれども、おそらくこれほど操業しないと思うんですよ。ただ、経営者免許ではない分、これは全然実態がわかっていないんですけど、今回漁業法にもこういう風にかかれておりますの

で、共同漁業権に基づく小型定置の操業統数について教えていただきたい
と思います。

木村次長

最初の質問で制限を受けるのがまき網及び定置網ということですがけれども、国全体でまさばの漁獲量が止まれば、釣り漁業も一緒に止まるものと理解しております。根拠法令がどうなっているのかについては、調べて次回報告させていただきます。2点目の共同漁業権に基づく定置網ですがけれども、こちらは実際のところ把握しておりませんので、報告書の数値を拾ってから次回報告させていただきます。

竹内委員

私がお聞きしたいのは、漁獲報告の義務づけがされておるのはまき網と定置網だけですか、それとも漁業全般ですかということ。

木村次長

県内で水揚げされるさばやまいわしなどは全て義務づけされているものと理解しております。それらは全て漁協から報告いただいて国に報告しております。

竹内委員

ということは、漁獲努力量の管理区分ではないという位置づけですか。要するに、漁業法第30条第1項では漁獲割当管理区分以外の漁業、漁獲努力量の総量管理をするのかあるいは漁獲可能量の総量管理をするのかどちらかということになるわけなんですけれども、それについての報告義務をここに書いているわけですよ。今、木村さんがおっしゃったのは、両方とも全部該当するという事で、小釣りも立縄も全て報告義務があるということになるんですけれども、そういう理解でよろしいですか。なぜこんなことを聞くかという、過去の反省に立って言っているのですが、TAC法の時代は報告義務があったのですが、大した罰則規定がなかったんですよ。今回漁業法に移行してから、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金という懲役刑を含む罰則ということになっており、非常に重たいわけですよ。あくまで報告する義務というのは採捕する漁業者個人になるわけで、誰がやっているのかわからない、誰から報告が来ているのかわからないというのはまずいのでは。報告義務を守らせる上では、報告の義務者が少ない方が管理がしやすいわけですよ。だからあえて聞くのですが、漁獲努力量管理区分としての位置づけであれば、報告の義務者はまき網と定置網だけでしょうが、漁業全般となるとほとんど全ての漁業者が報告しなければならないという理屈になる。それは非常に厄介ではないかということとで聞いているのですが、趣旨はわかっていたでしょうか。

木村次長

市場を開設している全ての漁協から毎月の報告をいただくようにして

いますし、市場を通さない定置網漁業者からも直接県に報告していただいております。基本的には全ての漁業者が報告義務があるとは理解しておりますが、きちんと調べてから回答させていただきます。

竹内委員

個人の漁業者が報告義務があるということでないということでのいいのか。後日でもいいので教えてください。

木下会長

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第2号議案、「令和7管理年度における漁獲可能量（まさば及びごまさば）の設定について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

木下会長

（「異議なし」と言う者あり。）

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして第3号議案「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選出について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

それでは、資料3をお手元にご用意お願いいたします。
資料の2ページをご覧ください。広域漁業調整委員会がどういったものなのか、水産庁のホームページから抜粋した資料でご説明いたします。
一番上の「委員会の設置について」にありますように、広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる資源の管理に係る調整を行うため、漁業法に基づき平成13年に常設機関として設置されております。この委員会は、太平洋広域、瀬戸内海広域、そして日本海・九州西広域の3つの委員会がございます。高知県は、太平洋広域漁業調整委員会に属し、その中でも南部会に属しております。委員会の機能につきましては、複数の都道府県にまたがる水産資源の管理に関することについての協議、調整ということで、具体的には資源回復計画作成に係る審議や、委員会指示の発動などがあります。

本県の水産業に関連の深い案件としましては、きんめだいなどの資源管理、くろまぐろにおける沿岸漁業の承認制の委員会指示といった案件が審議されています。次に、委員の構成ですが、太平洋広域漁業調整委員会は、北海道から宮崎県までの各海区漁業調整委員会の代表者18名に、農林水産大臣が選任する沖合漁業の代表者7名と、学識経験者3名を加えた合計28名で構成されます。

1 ページをお願いします。現在の太平洋広域漁業調整委員会委員について、9月30日に任期が満了するため、本委員会から互選により選出いただくものです。委員の任期は通常4年間で、今回の任期は、令和7年10月1日から令和11年9月30日までです。なお、これまで高知海区からは会長が選出されておりまして、現在も木下会長に広域の委員になっていただいています。

以上で説明を終わりますので、委員の選出について、ご審議をお願いします。

木下会長

それでは、選出に移りたいと思います。ご意見はございませんか。

浦尻委員

高知県の代表ということなので、引き続き木下会長にお願いしたい。

木下会長

私を太平洋広域漁業調整委員会の委員にということでご意見がありました。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり。)

木下会長

それでは、私を太平洋広域漁業調整委員会の委員に選出することといたします。本県を代表しまして、できるだけ努力していきたいと思っておりますので、皆様のご協力を、よろしくお願いいたします。

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和7年度(第60回)全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議の開催予定について」事務局の説明を求めます。

木村次長

それでは、資料4をお手元にご用意お願いいたします。

本年度、全国海区漁業調整委員会連合会、全漁調連の西日本ブロック会議が高知県で開催となっておりますので、その予定等につきまして報告させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

全国海区漁業調整委員会連合会とは、各海区に設置される海区漁業調整委員会の相互連絡を密にし、全国問題の解決を図ることなどで、前項水産業の発展に寄与することを目的とした任意団体となっております。そして地域別のブロックが、日本海、東日本、西日本、九州の4ブロックあり、本県は西日本ブロックに属しています。

全漁調連の事務局やブロック会議は、各県持ち回りで行われていて、高知県が今年度のブロック会議の開催県になっています。

3以降に開催予定を記載しています。日時としては11月6日と7日。

開催場所は新阪急ホテルを予定していきまして、1日目の11月6日にブロック会議及び意見交換会、2日目の11月7日に現地視察を考えています。現地視察については、現在検討中で、高知市近郊の水産関係施設等を考えています。参加者は水産庁以下の都道府県で40から50名程度を想定しています。資料には大阪府が抜けておりますが、大阪府も参加予定です。

なお、開催県につきましては、会長以外の委員の皆様にも出席をお願いすることが通例となっており、可能であれば11月6日のブロック会議及び意見交換会と11月7日の現地視察に出席していただきたいと考えていますので、日程の確保をお願いします。

2ページ以降には昨年大阪府で行われましたブロック会議の案内と出席者を添付していますので参考にしてください。以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理

11月まで時間があるので、近くなれば我々としてどういう形でブロック会議に入るのか、議題などを教えてください。

木村次長

当日のスケジュールや視察先等が決まりましたら委員会で報告させていただきます。

浦尻会長代理

他県から来るのにちゃんとしていないと格好が悪いのでしっかりしてください。

木下会長

他にございませんか。

それでは、これもちまして、第1回海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第23期第1回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 小笠原 利幸 _____

議事録署名委員 竹内 眞澄 _____